

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月30日（平成29年（行情）諮問第464号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第466号）

事件名：福岡労働局における局署所各部署の常勤職員の定員数の根拠等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「局署所各部署の常勤職員の定員数の根拠等がわかるもの。（例えば、〇〇課，〇〇署が35人の定員となっていれば，35人と決定した理由等がわかるもの。業務の量や質等を考慮したもの含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月1日付け福岡労開第63-1号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

行政機関が定員数を決定するためには，各種方針や必要となる事務量等を検討し，局内や関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。他行政機関に同文言で開示請求を行ったが，詳細に事務量等を計算して各部署職員の定員数を決定していることがわかる文書が開示されており，不開示となった案件はこれまでなかった。福岡労働局においても特定すべき文書が存在すると思われる。

（2）意見書

行政組織の定員数を意思決定するためには，行政サービスを提供するために必要な業務量等を計算し，省内や行政機関同士の調整が必要となります。本省が地方支分部局から情報提供を受けることなく，定員に関する全ての情報を把握できるわけではなく，地方独自のニーズや地方自治体との政策協調，災害対応などに対応するため，地方支分部局から本

省へ定員・組織等に関する要求等を行う必要があります。それぞれの部署においても業務方針の変更や、システム導入に伴う人員異動など、定められた定員数の中で、機構・業務体制の変更が発生することも多いです。定員に関する意思決定は、組織運営・業績等に大きな影響を与える意思決定であり、多額の予算措置が必要であることもあります。その過程をなにも文書に残さないということは、通常の行政組織では考えられません。労働局の職員からヒアリングを行った結果、「福岡労働局組織体制検討委員会」で作成された文書が今回の請求趣旨に近いとのことでした。この文書については開示を必ずお願いします。複数の地方支分部局に同文言の請求を行いました。が、「組織・定員要求に関する文書」が開示されており、不開示決定となった案件がありませんでした。

別の観点から考えても文書が一つも存在しないとすれば不自然です。例えば、福岡労働局のような大規模地方支分部局であると、常勤職員だけで、年間70億円を超える人件費が計上されます。多額の金額の積算、算定根拠等の文書がなにも無いということになると、民主主義における健全な議論（何に重点的に税金を利用するかや費用対効果など）の議論が出来なくなりますし、一部で不正等を行っていても（例えば本来20人しか必要でない部署で40人を配置するなど）、国民から指摘することができません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年7月2日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「局署所各部署の常勤職員の定員数の根拠等がわかるもの。（例えば、〇〇課、〇〇署が35人の定員となっていれば、35人と決定した理由等がわかるもの。業務の量や質等を考慮したもの含む）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成29年9月1日付け福岡労開第63-1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月4日付け（同月5日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 都道府県労働局の定員及び人員配置について

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員

に関する法律（昭和44年法律第33号）において、その総数の最高限度が定められている。

都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則（別添1）に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局及び都道府県労働局管内の労働基準監督署並びに公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知（別添2。処分庁において平成29年6月30日付けで請求者に開示決定済み。）されているのみである。（注：別添1及び別添2については添付省略）

（2）原処分の妥当性について

都道府県労働局の定員及び都道府県労働局及び労働基準監督署並びに公共職業安定所の部署ごとの人員配置については上記（1）のとおりであり、定員数を定めた規定は存在しない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

このため、処分庁において、開示請求対象行政文書が存在しないとしても何ら問題なく、当該文書が存在しないとした原処分は妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「行政機関が定員数を決定するためには、各種方針や必要となる事務量等を検討し、局内や関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。」として「処分庁においても特定すべき文書が存在すると思われる。」と求めているが、本件対象文書については、上記3（2）で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は、棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月18日 審議
- ⑤ 平成31年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、本件対象文書を保有していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

ア 都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局及び都道府県労働局管内の労働基準監督署並びに公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されているのみである。

ウ 都道府県労働局の定員並びに都道府県労働局及び労働基準監督署並びに公共職業安定所の部署ごとの人員配置については上記ア及びイのとおりであり、定員数を定めた規定は存在しない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

(2) 当審査会において行政機関の職員の定員に関する法令について確認したところ、以下のとおりであった。

ア 行政機関の職員の定員に関する法律2条の規定により、内閣の機関、内閣府及び各省の定員は、それぞれ政令で定めることとされている。

イ 行政機関職員定員令2条2項の規定により、各省の本省及び各外局別の定員は、同令1条1項に規定する当該省の定員の範囲内において、それぞれ省令で定めることとされている。

ウ 厚生労働省定員規則2条の規定により、本省の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別の定員並びに中央労働委員会の内部部局の定員は、同規則1条に定める本省又は中央労働委員会の定員の範囲内において、厚生労働大臣が別に定めることとされている。

エ 厚生労働省定員細則の規定により、都道府県労働局の合計の定員は定められているが、都道府県労働局ごとの定員は定められていない。

(3) 上記(2)を踏まえると、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはなく、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定

員数を基に，厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されているのみであるとする上記（１）の諮問庁の説明は是認できることから，審査請求人が開示を求める「局署所各部署の常勤職員数の定員数の根拠等がわかるもの」を処分庁において作成又は取得していないとしても特段不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足る事情も認められない。また，本件対象文書の探索の範囲についても不十分とはいえない。

したがって，福岡労働局において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子